

マイナンバー制度対応について

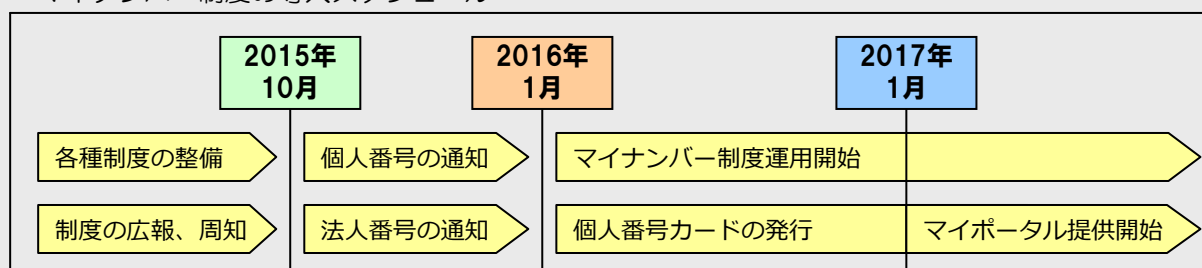
2016年1月1日より運用が開始されます

来年1月から順次運用が開始されるマイナンバー制度。個人番号と法人番号の通知がはじまる10月5日まで、あと約3ヶ月となりました。マイナンバー制度では、すべての会社（法人、個人事業主）が対象となり、会計事務所においても業務に大きな影響があります。エッサムでは、会計事務所がマイナンバー制度をスムーズに導入いただけるよう、万全の準備を進めております。是非ご期待ください。



今回公表させていただくe-PAPシステムのマイナンバー対応仕様は、2015年6月現在の情報に基づいています。今後の法令、通達、情報によって大きく変動する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

マイナンバー制度の導入スケジュール



エッサム「e-PAPシリーズ」のマイナンバー制度対応方針

(テクニカルセンターニュース4月号でご案内)

エッサムでは、税務書類や社会保険届などマイナンバー記載様式への対応はもちろん、マイナンバーの収集から情報保護まで、事務所をトータルにサポートします。

①マイナンバー記載様式の改正対応

運用開始時期に合わせ、適切な時期に対応システムをリリースいたします。

②特定個人情報の安全管理義務への対応

「特定個人情報の取扱いに関するガイドライン」に対応。マイナンバーを安全にご利用いただけるよう「マイナンバー取扱い権限設定」「マイナンバー表示・印刷制限」「ログ管理」などの機能を提供します。また、これら対応により使い勝手が落ちないように留意します。

③マイナンバー取得への対応

顧問先や顧問先の従業員（家族含む）、取引先などから、効率的にマイナンバーを収集し、利用いただくために複数の仕組みを用意、提供します。

収集・取得

マイナンバー制度 従業員や報酬支払先の個人番号を収集・取得します。

顧問先（個人）や顧問先の従業員（役員、社員、アルバイト、日雇者等）や報酬等の支払先全員の個人番号を収集します。個人番号を収集する場合、いくつかの制約等があり、定められた手順どおりおこなう必要があります。個人番号の紛失や提出拒否、遅延などへの対応も必要です。利用時に個人番号がそろわず慌てないように、必要な個人番号は早めに取得しましょう。

【収集の制限】

番号法で認められた手続き（税、社会保障、災害）以外で個人番号を収集できません。

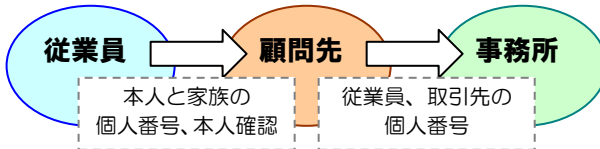
【利用目的の明示】

個人番号を収集する場合は、原則、個人番号の利用目的を明示、提示する必要があります。

【厳格な本人確認】

個人番号を収集する際は、個人番号カードや免許証などで本人確認をおこなう必要があります。

- Point**
- ①個人番号は顧問先に収集（本人確認含む）してもらい、事務所に提供いただく運用がお勧め。
 - ②個人番号の通知後、早めに収集しておくこと、紛失や遅延などのトラブル対応減少が期待できる。



従業員に渡す本人+家族用個人番号記入用紙。利用目的付きの依頼書と家族用委託状付き



システムの対応

顧問先が個人番号を収集する用紙を出力します。

顧問先が従業員等に渡す、個人番号記入用紙を従業員用、支払先用など数パターン出力します。提出依頼文や家族の個人番号取得委託書などの文面はあらかじめご提供していますが、自由に編集可能です。

顧問先が収集した個人番号を効率的に取込みます。

顧問先が収集した個人番号を効率的にシステムに取込む仕組みをご提供、顧問先入力用の専用のエクセルシートや、個人番号のみを集中して入力できる個人番号一括入力画面を提供いたします。

社員 太郎 様 株式会社 ○○

個人番号提出依頼書 兼 扶養家族等番号取得委託書

当社は、番号法は第4条の1項の定めにより、以下に記載する利用目的のため、あなたの個人番号の提出を求めます。

<個人番号の利用目的>

- ・源泉徴収に付する事務手続き
- ・雇用保険事務に付する事務手続き
- ・厚生年金・健康保険事務に付する事務手続き

また、上記の「個人利用の利用目的」において必要な、あなたの扶養家族等の個人番号の取得（本人確認等含む）を委託します。

あなたの個人番号

| 氏名 | 部署 | 個人番号 |
|----|----|------|
| | | |

送付先 手続依頼書 個人カードのコピー 個人番号カードの裏面のコピー 個人番号入力依頼書

本人確認依頼書 個人番号カードの裏面のコピー 扶養家族の番号 スゴートの番号その他

ご家族の個人番号

| 氏名 | 個人番号 | 備考 |
|----|------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

番号の記入の際は、一字一字正確にゆくりと記入ください。番号の記入ミスがありますと再提出いただくことになります。記入ミスや記入の間違いがないよう一度ご確認ください。

保管・廃棄

マイナンバー制度 不要になったマイナンバーは速やかに削除します。

従業員の退職や支払先との取引停止などで、個人番号の利用目的が無くなった場合、帳票の法令保存期間経過後に、速やかに個人番号を削除する必要があります。



システムの対応

2016年度に自動削除機能を用意いたします。

従業員の退職時に個人番号の削除を予約できる機能や、個人番号ごとに最終法定保存期間を記録して一括削除できる機能を2016年度に提供させていただく予定です。

マイナンバーは安心してエッサムにおまかせください。

安全管理措置

マイナンバー制度

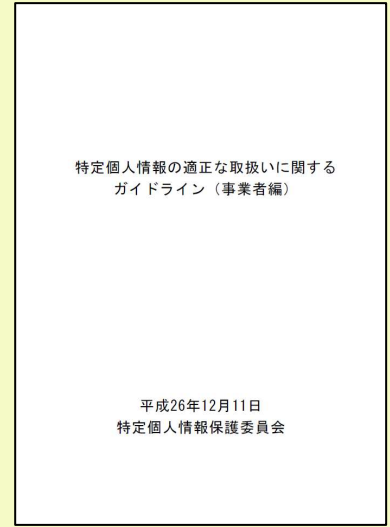
情報漏えい防止のために必要な安全管理措置を講じます。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(特定個人情報保護委員会)で求められる安全管理措置をおこないます。

■整備が必要な安全管理措置

| | |
|-----------------------|--|
| 組織的 安全管理措置 | 特定個人情報の安全管理について、責任と権限を明確に定め、規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認する。 |
| 人的 安全管理措置 | 従業者等と特定個人情報についての秘密保持契約を締結したり、取扱い規則、情報漏えい策などについて教育・訓練等をおこなう。 |
| 物理的 安全管理措置 | 入退館(室)の管理や画面覗き見防止、パソコンやUSBメモリ等の盗難防止など、物理的な特定個人情報漏洩の防止策をおこなう |
| 技術的 安全管理措置 | 特定個人情報やそれを取扱う情報システムへのアクセス制御、ウイルス対策、システムの監視等、技術的な安全管理措置をおこなう。 |

従業員100名未満の中小規模事業者には軽減措置がありますが、顧問先から委託をうけて個人番号を扱う会計事務所は対象外です。



- Point**
- ①個人番号を扱う来年度までに事務所の対応方針を決め、計画的に整備していくことが必要。
 - ②個人番号業務を委託される会計事務所には、対象顧問先と同等以上の安全管理措置が求められる。
 - ③安全管理措置に対する自事務所の取組みを顧問先に積極的に案内できれば信頼感アップ。

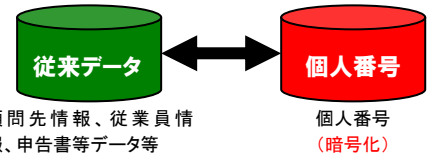


システムの対応

個人番号を一元管理します。

個人番号は他のデータから切り離し一元管理します。これにより、個人番号が各データに分散して漏洩リスクが高まるのを防ぎます。当然、個人番号には強固な暗号化をかけ、個人番号を守ります。

個人番号の一元管理で情報漏えいを防ぎます

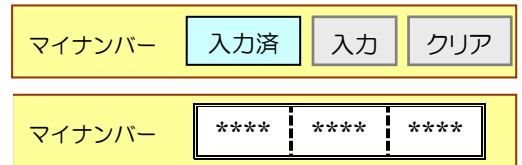


マイナンバー利用権限でアクセス管理します。

マイナンバーの利用権限を設定できるようにします。権限が無い場合、個人番号の閲覧、入力、編集、印刷などはもちろん、個人番号を含むデータのインポート、通信、バックアップ等、個人番号漏洩の恐れがある作業は一切できなくなります。

個人番号は基本非表示で覗き見防止

(画面例)



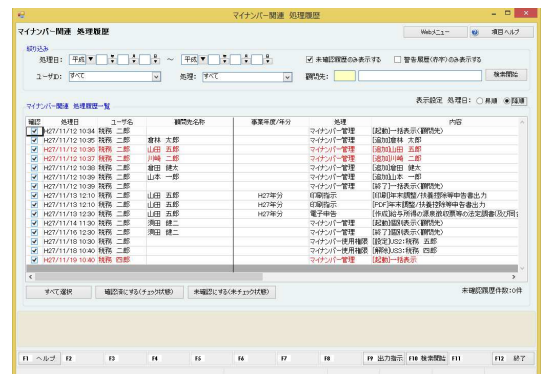
個人番号は基本的に非表示/マスキング

個人番号は番号自体の入力や編集時を除き、一切画面表示しないことで覗き見を防ぎます。また、帳票等出力時も個人番号印字を「する」「しない」「マスキング(***）」から選択でき、実際に提出する帳票にのみ印刷することで、情報漏えいリスクを軽減します。

誰が、いつ、どの個人番号を扱ったか一目瞭然

マイナンバー利用履歴を記録します。

個人番号の取扱い状況はすべて記録していますので、いつでも確認できます。定期的に顧問先の個人番号取扱い状況を監視、監査して、顧問先に報告すれば信頼度が高まります。エクセル出力もできます。



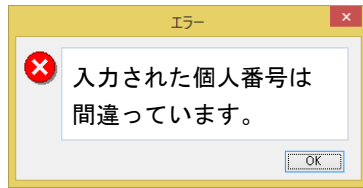
エッサムならスムーズにマイナンバーを導入いただけます。

| 利用 | 個人番号、法人番号の記載が必要な手続き例 | @PAP <small>Smooth・Extreme・Excellent</small> システムの対応 |
|----|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税及び地方法人税の申告書（H28.1月以後開始） ・ 地方税申告書（H28.1月以後開始） ・ 消費税及び地方消費税の申告書（法人）（H28.1月以後開始） ・ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書（H28.1月～） | 法人申告 Ver.27～ 3次対応版見込み |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税申告書（H28年分～） ・ 地方税申告書（H28年分～） ・ 消費税及び地方消費税の申告書（個人）（H28年分～） | 個人申告 Ver.28～ 準確定申告用として |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得の源泉徴収簿（H28年分～） ・ 退職所得の源泉徴収票（H28年分～） ・ 報酬、料金、契約金等の支払調書（H28年分～） ・ 不動産の支払調書（H28年分～） など | 支払調書・年末調整 Ver.27～ |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者報酬月額算定基礎届（H29年提出分～） ・ 被保険者報酬月額変更届（H29年提出分～） ・ 社会保険資格取得届（H29年提出分～） ・ 雇用保険資格取得届（H28年提出分～） など | 給与計算 Ver.27～ |

その他

マイナンバー入力ミスのチェック

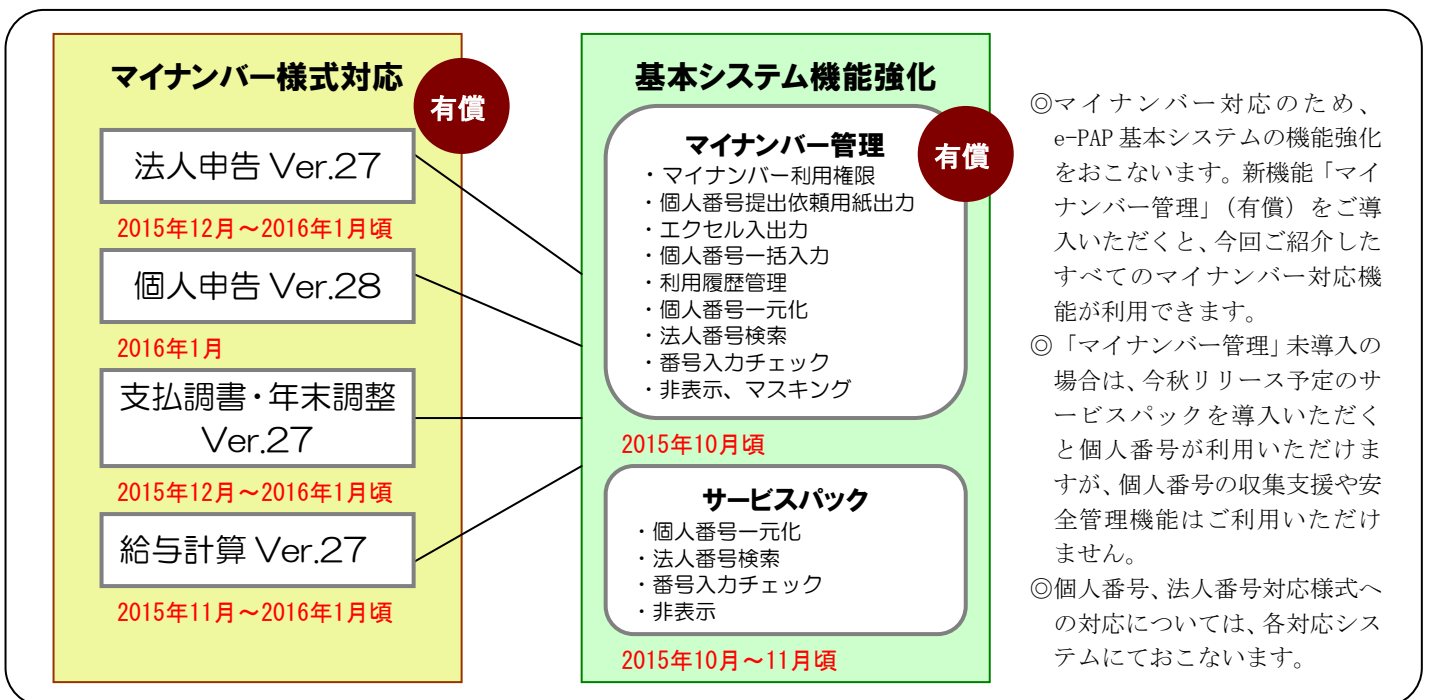
個人番号、法人番号には、入力ミスを防ぐために、検査用数値（チェックデジット）が含まれています。e-PAPでは、これを使い入力時のチェックをおこないます。



法人番号検索

法人番号は国税庁のHPで公開され、データを取り込むことができます。e-PAPでは、これを利用して法人番号検索機能を提供します。支払調書作成時に支払先の法人番号がわからない場合、法人名称で検索して、法人番号を簡単に調べられます。

<<< e-PAP システム別のマイナンバー制度対応 >>>



<< 詳細な改正時期、改正内容、料金等については、対象システムごとに決まり次第お知らせいたします。 >>

テクニカルセンターニュース、ユーザーラウンジでも最新のマイナンバー関係情報を提供しています。是非ご覧ください。